

平成 26 年度第 5 回（133 回）

清瀬市まちづくり委員会議事要旨

日 時：平成 26 年 11 月 19 日午後 2 時から

場 所：生涯学習センター講座室 1

出席者：菊谷隆、吉岡袈裟喜、鬼澤義信、法性由紀枝、川原寿春、小寺茂、
渡辺正宏、芹澤正男、内田貞司、山下文夫、今間洋一、大津里美、
柴田正子、大槻義顯

事務局：市民協働係長

欠席者：林光夫、長谷部勝也、竹森菜摘、車崎祥子、山本強、白井航也

<配布資料>

- 1 平成 26 年度第 5 回（第 133 回）清瀬市まちづくり委員会次第
- 2 提案「やさしい行政（住民に）」回答（案）
- 3 提案「まちづくり条例を活用したまちづくり」回答（案）
- 4 提案「清瀬市の国民総幸福量調査の実施」回答（案）
- 5 第 8 回まちづくり基本条例に基づく調査（平成 25 年度）集計報告書

1 開会

2 前回の確認

委員長：前回の議事要旨の確認をしてもらいたい。

委 員：訂正無し。

<委員了承>

3 提案審議

委員長：本日は、「やさしい行政（住民に）」「まちづくり条例を活用したまちづくり」「清瀬市の国民総幸福量調査の実施」の回答について詰めていきたい。まずは、「やさしい行政（住民に）」から進めたい。回答案に対しての率直な意見を求めたい。

委 員：パソコンを使用している方たちが多いのでメール相談があると便利だと思う。地域によっては市役所まで遠いところもあり、そういった方には、

直接来庁しなくてよいのでメールが有効だと思う。

委員長：電話対応の問い合わせが現状であると思う。

委員：電話だと受け答えなので聞き取れないこともあったりする。メールだと後で確認できたり、文書で記録が残ることからも有効と思う。また困り事の相談は大体、似ているのでQ&Aもあるとよい。

委員：フェイスブックも活用していくこともよい。

委員長：リアルタイムに情報提供できることでフェイスブックを活用している。情報提供は市報や、その他のツールを使って伝達している。清瀬市の皆さんに向けている伝達方法をつくれればよい。

委員：ITのみではなく、人によるサービスも重要であるので、両方を進めていくことが考えられるとよい。人によるサービスは分かり易い。

委員長：他に意見はあるか。ないようであれば、この内容で回答としたい。次に「まちづくり条例を活用したまちづくり」の回答案の確認に移る。資料「まちづくりの進め方」と「まちづくり基本条例」を添付して回答したいと考えている。前回の会議でも都市計画も複雑ではなく、清瀬市はわかりやすいとの意見があった。ハード面とソフト面の違いもあるので、その認識が必要であるとの意見があった。

委員：港区のまちづくり条例は都市計画の内容が多いと感じる。

委員長：港区のホームページ確認すると広範囲での説明もありハード面だけではない。

委員：方向性を示せたほうが回答しやすい。

委員：他市も似た状況が多い。市民参加型は東京都で進めている。

委員：まちづくりで商業面の活性化は望む。

委員：人と人のつながり必要である。どう取り組むかが問題。

委員長：関連する提案なども提出いただけるとよいと考える。「まちづくり条例を活用したまちづくり」の提案に関しては、提示した文面で回答としたい。次に「清瀬市の国民総幸福量調査の実施」の回答案の確認に移る。前回の意見では、清瀬市は緑も多く、住みやすく幸せであるとの委員の意見が多かった。その一方、幸せの感度もそれぞれで、一概には図れないとの意見もあったと記憶している。また、行政の方でも「清瀬市政世論調査」というものを行っている。

委員：市民にあったデータの調査をするのは良い。

委員：まちづくり委員会の中で、この調査を行ってみるのもよい。

委員：市内のことをどれだけ知っているかの調査の方がよいと思う。清瀬市を知ってもらうことではよいと思う。幸福量調査もよいが、まずは、市を知ってもらう調査であれば、地元を知ってもらう機会にもなり、そのことが、幸福にもつながると感じる。

委員：意識高揚という面ではよい。啓蒙にもなる。

委員：興味がなければ、難しい。

委員：市民が市に対する関心度を知ることになる。関心が高くなれば自分の郷

土を愛することもできると思う。

委員：市政世論調査も市報などにも報告するとよい。

委員：世論調査確認すると回収率50.6%あるので、清瀬市民の市に対する関心度は高い。

委員長：長期計画の策定の方向性にも役立てている。

委員：世論調査の結果が見たい場合は、どこに行けばよいか。

委員：回答の中に、閲覧できる箇所を記載したほうがよい。

委員長：「貴重なご意見ありがとうございました。」の前段に「また市のHP、市の行政資料コーナー、中央・駅前図書館で市の世論調査を閲覧できます。上記25項目含め現状の世論調査の内容がご覧いただけますので、一度ご参照ください。」を追記し、回答とする。次に配布されている「まちづくり基本条例に基づく調査」を事務局から説明いただく。

事務局：事務局より「まちづくり基本条例に基づく調査」の報告について問1-1から、問6まで説明

- ・質疑なし

- ・委員長名で公表することについて了承

次回12月16日、14時より生涯学習センター講座室1で行なう